

「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」の手引き
(小さなエリアマネジメント)
〔様式集 (記入例あり)〕

令和3年4月



企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課
都市整備局緑化推進部緑政課

(様式1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒730-0001
広島市中区国泰寺町一丁目0-0
(団体名)
国泰寺町一丁目町内会
(代表者〔役職、氏名〕)
会長 国泰寺 太郎
(団体又は代表者の連絡先)
TEL 082-000-1111

公園使用許可申請に係る副申書作成依頼書

下記の公園において、公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業に基づき、営利活動を行いたいため、公園使用許可申請に係る副申書の作成をお願いします。

記

1 活動する公園の名称

国泰寺公園 (中区国泰寺町一丁目7番街区)

2 添付書類

- (1) 営利活動実施計画書 (様式1-1)
- (2) 団体の総会 (役員会) の議決証明書
〔団体として営利活動を実施し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当することがわかるもの。〕
- (3) 営利活動に係る誓約書 (様式1-2)
- (4) 団体規約
- (5) 構成団体名簿
※ 町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合
- (6) その他必要なもの (近隣説明計画書等)

(様式1-1)

営利活動実施計画書

1 実施団体

団体名：国泰寺町一丁目町内会
代表者：会長 国泰寺 太郎

2 営利活動を実施する公園の名称、住所

名称：国泰寺公園
住所：中区国泰寺町一丁目7番街区

3 営利活動の実施計画

番号	活動概要		活動の内容
(1)	名称	トランクマーケット@ 国泰寺公園	袋町公園で開催されているトランクマーケットを国泰寺公園に誘致し開催する。 有名店から個人店まで、幅広く出店し、町内のみならず、幅広い来訪によるにぎわいを目指す。 (参加予定人数 1,000名)
	実施期間	令和〇〇年 8月10日 \	
	担当者	戸蘭玖 麻毛系 (電話090-0000-0000)	音・振動・においの発生 (有・無) 企業の営利活動 (含む・含まない) 近隣説明予定 (有・無)
	活動により想定される問題点と対応策		
・イベント開催により来場者が持ち込むゴミが発生する。 ⇒ゴミ箱を設置することに加え、イベント参加者全員でイベント終了後に一斉清掃を行い、皆でゴミを持ち帰る。 ・騒音等が発生し、近隣から苦情が発生する。 ⇒事前に近隣へ開催内容と連絡先を明示したチラシなどを使用して説明する。 ・参加者が車で来て、路上駐車する。 ⇒路上駐車禁止の看板を設置し、コインパーキングの利用を促す。主催者が定期的に見回り指導する。			
番号	活動概要		活動の内容
(2)	名称	国泰寺わっしょいまつり	国泰寺のにぎわい創出と地域コミュニティの活性化(地域住民の交流)のため、フリーマーケットを開催する。 (参加予定人数 500名)
	実施期間	令和〇〇年10月10日 \	
	担当者	和津 緒唯 (電話080-0000-0000)	音・振動・においの発生 (有・無) 企業の営利活動 (含む・含まない) 近隣説明予定 (有・無)
	活動により想定される問題点と対応策		
・イベント開催により来場者が持ち込むゴミが発生する。 ⇒ゴミ箱を設置することに加え、イベント参加者全員でイベント終了後に一斉清掃を行い、皆でゴミを持ち帰る。 ・騒音等が発生し、近隣から苦情が発生する。 ⇒事前に近隣へ開催内容と連絡先を明示したチラシなどを使用して説明する。 ・参加者が車で来て、路上駐車する。 ⇒路上駐車禁止の看板を設置し、コインパーキングの利用を促す。主催者が定期的に見回り指導する。			

(様式 1-1)

4 収支計画

番号 (1)

活動名称 トランクマーケット@国泰寺公園

収支予算書

(収 入) (単位:円)

項目	予算額	決算額	差引額	備考 (収入内訳)
寄附金	35,000			イベント主催者から
光熱水費立替収入	7,000			イベント主催者から
雑収入	0			
計	42,000 ^①			

(支 出) (単位:円)

項目	予算額	決算額	差引額	備考 (支出内訳)
光熱水費	5,800			
雑費	0			
計	5,800 ^②			

収支差額 (団体の活動費への繰出予定額)

収入① (42,000円) - 支出 (②) (5,800円) = 繰出予定額 36,200円

※ 上記の内容のわかるもの (団体の年度会計報告など) の添付に代えることも可

(様式 1-1)

4 収支計画

番号 (2)

活動名称 国泰寺わっしょいまつり

収支予算書

(収 入) (単位:円)

項目	予算額	決算額	差引額	備考 (収入内訳)
寄附金	50,000			出店者より@5000
光熱水費立替収入	5,000			出店者より@500
雑収入	0			
計	55,000 ^①			

(支 出) (単位:円)

項目	予算額	決算額	差引額	備考 (支出内訳)
光熱水費	6,500			
雑費	0			
計	6,500 ^②			

収支差額 (団体の活動費への繰出予定額)

収入① (55,000円) - 支出 (②) (6,500円) = 繰出予定額 48,500円

※ 上記の内容のわかるもの (団体の年度会計報告など) の添付に代えることも可

(様式 1-2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

営利活動に係る誓約書

別添の計画書のとおり、〇〇公園にて営利活動を伴うにぎわいづくり活動を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 当団体は、次の事項をすべて満たした上で活動します。
 - (1) 活動場所の公園を既に定期的に利用する団体がある場合は、本制度による活動を行うことを事前に説明し了解を得ます。また、利用日を調整するなど、互いの公園利用に支障が生じないようにします。
 - (2) 活動場所の公園の周辺に居住する住民に対し、本制度による活動を行うことについて回覧又はチラシの配付により事前に情報提供します。また、個別に説明を求められた際は誠実に対応します。
 - (3) 活動の一部に企業活動等を含む場合は、開催前までに地域住民に周知を行い、意見を聴取した上で実施することにより、支障が無い旨を確認します。なお、住民から多くの反対があるなど、地域内の同意が得られない場合は当活動を中止します。
 - (4) 営利活動等に係る騒音、ゴミ等への相談・苦情について確実に対応できる担当者を配置します。
- 2 当団体は、活動の実施に当たり、次の事項を行います。
 - (1) 発生したゴミの処分及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、活動場所である公園の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。
 - (2) 第三者等に損害を与えることがないよう、必要な措置を講じます。
 - (3) 法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。
 - (4) 地域住民及び関係者・団体との連携を図り、活動の円滑な実施に努めます。
- 3 当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

→裏面へ続く（両面印刷）

(様式 1-2)

- 4 本活動は次のいずれの場合にも該当しません。
 - (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
 - ア 犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがある場合
 - イ 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合
 - ウ わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うために使用しようとする場合
 - エ 特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うために使用する場合
 - オ イベントに参加する事業者が、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがある場合
 - (2) 施設又は設備をき損するおそれがある場合。
 - ア 公園内の園路や植栽、遊具等の施設を傷つけるおそれがある場合
 - イ ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険なものの使用を伴う事業のために使用しようとする場合ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 騒じょうを起こすおそれがある場合。
 - 音、におい、振動等により他の近隣の住民等に著しい苦痛をもたらすような事業を行うために使用しようとする場合ただし、著しい苦痛とまではならない場合は、事前に近隣住民へ開催内容を説明し了解を得る又は開催状の送付や回覧等で周知・意見の収集をはかるなどして、地域の同意を得ていると判断できる場合はこの限りではない
 - (4) その他管理運営上支障がある場合。
 - ア 公園の改修工事等のため、一般の利用に供することが当該工事等の支障になると認められる場合
 - イ 公園管理者（維持管理課）において特に管理運営上支障があると認められる場合
- 5 本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。
本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

(団体名)

国泰寺町一丁目町内会

(代表者〔役職、氏名〕)

会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

議 決 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の**国泰寺町一丁目町内会**●**月定例総会**において、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化のため、**国泰寺町一丁目町内会**の活動として、別添の営利活動実施計画書とおり物品販売等を主目的とする営利活動を行い、本活動により得られた収益（繰出し額）の全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用することについて、可決承認されました。

また、本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項について、総会で確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体の所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 0-0

団体名 国泰寺町一丁目町内会

代表者（役職、氏名） 会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」（国土交通省）を目的に設けられた都市公園（公共財産）であり、その活用は**公共性・公益性**を持ったものである必要があります。そのため、**特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許可してきませんでした。**

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、町内会・自治会等が住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、営利活動（物品販売等）を主目的とするイベント等を実施する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度は、原則、**地域のにぎわいづくりに資すると判断できるものであれば対象とし、主催者である町内会等が得た収益を町内会等の活動費に充てることを条件に、イベント内の一部で特定の企業や・個人の商行為を特別に認めています。**

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、**企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。**

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することとなっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、**公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。**この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討を行うようお願いいたします。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置きください。

(参考様式)

近隣説明計画書

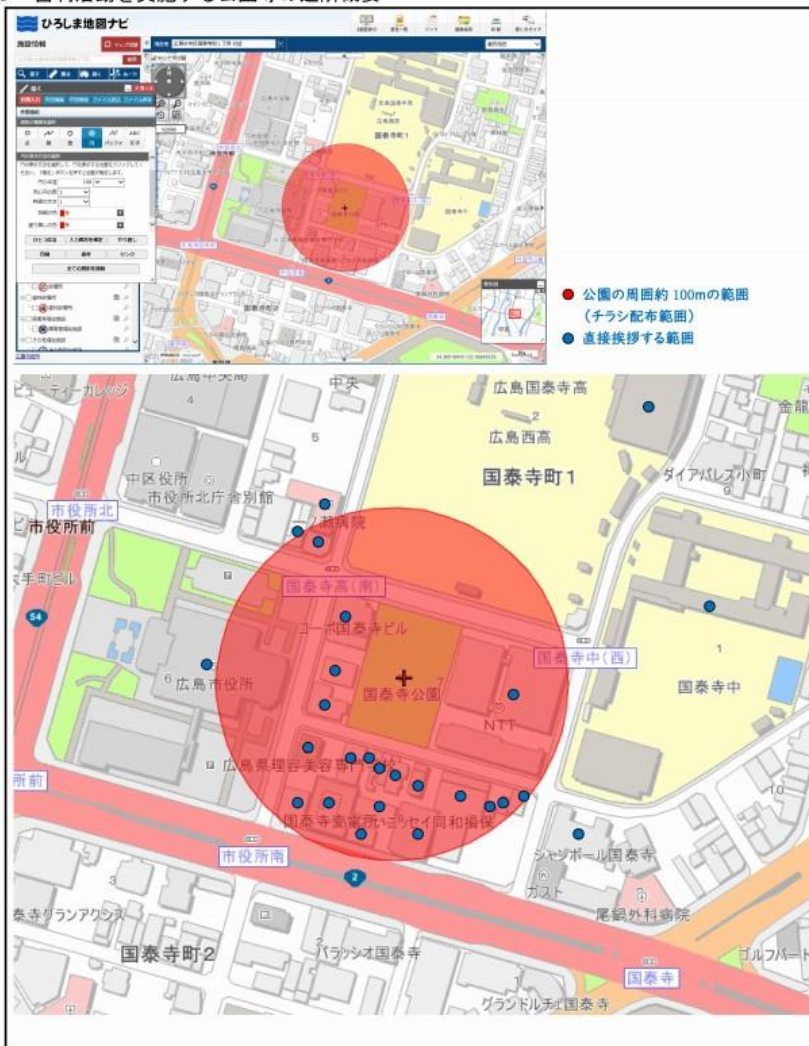
1 営利活動を実施する団体、公園等の名称、住所

設置団体：国泰寺町一丁目町内会 会長 国泰寺 太郎
 公園名称：国泰寺公園
 公園住所：中区国泰寺町一丁目7番街区

2 近隣説明計画概要

周知実施者	国泰寺町一丁目町内会 会長 国泰寺 太郎
連絡先（電話番号）	082-000-0000
連絡先（メールアドレス）	○○○○@●●●.ne.jp
連絡先（その他）	
担当者職氏名	国泰寺 次郎
緊急連絡先	080-0000-0000
近隣説明方法・時期	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催の1か月前までに、意見を集められるよう、町内会の連絡先（電話番号、メールアドレス、フェイスブックアドレスなど）を記載したチラシを作成し、公園内の掲示板に掲示、公園の周囲約100mの範囲の住民に配布する。また国泰寺一・二・三丁目の回覧板で回覧する。 ・公園に面する住民には、個別に2週間前までに直接挨拶する ・意見をいただいた場合は、メール・対話等で協議し可能な対策を講じる ・反対意見が多い場合は中止を検討する

3 営利活動を実施する公園等の近隣概要



(参考様式)

4 周辺住民との議事録

番号	周辺住民の住所・氏名	ご意見	説明内容	説明結果	説明日
①	国泰寺町一丁目7-28-203 国泰寺美瑠子	イベントの準備で朝早くから大きな車が入ったり、発電機を動かしたりするのはやめてほしい。(メール)	朝8時以降なら多少の音・振動は問題ないとのことだったので騒音・振動作業は8時以降とする。あまり音の出ない作業はさせてほしい。(メール)	承諾 (メール)	R12.34.56
②	国泰寺町一丁目 10-00 〇〇株式会社 国泰寺 社長	なぜ企業が公園内で営利活動をできるのか。うちで販売している干物も販売させてほしい。(訪問時)	当町内会が主催しており、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保を目的とした公共性・公益性を確保したイベントであるため特別に許可されている。貴社の干物ならば地元を盛り上げられるため、是非出店してほしい。(訪問時)	承諾 出店者として参加が決定 (訪問時)	R12.34.56
③	国泰寺町一丁目7-28-604 国泰寺 隣人	騒がしいことはやめろ(訪問時)	イベントの趣旨を説明するも理解してもらえなかった。対策を提案するもうるさいからやめろの一点張りだった。(訪問時)	話し合いならず 引き続き説得を続ける	R12.34.56
			同上 (訪問時)	話し合いならず 引き続き説得を続ける	R12.34.57
			同上 (訪問時)	話し合いならず 引き続き説得を続けるが、騒音に気を付けて開催するイベントは開催し、当日苦情があれば対応する。(訪問時)	R12.34.58
			許可証交付後、計画のとおり近隣説明を実施		
			町内会等で議事録を作成・保管		
			(提出の必要はない)		

(様式 1-3)

営利活動実施報告書

1 実施団体

団体名：国泰寺町一丁目町内会
代表者：会長 国泰寺 太郎

2 営利活動を実施した公園の名称、住所

名称：国泰寺公園
住所：中区国泰寺町一丁目7番街区

3 実施した営利活動

番号	活動概要		活動の内容
(1)	名 称	トランクマーケット@ 国泰寺公園	袋町公園で開催されているトランクマーケットを国泰寺公園で開催した。 有名店から個人店まで、幅広い出店により、多くの来訪者によりにぎわいを創出した。 (参加人数 1,000名)
	実施期間	令和〇〇年 8月10日	
	使用許可番号	令和〇〇年 8月11日 広島市指令中維第289号 令和〇〇年 8月 1日	
			音・振動・においの発生(有・無) 企業の営利活動(含む・含まない) 支障となるトラブルの発生(有・無)
(2)	名 称	国泰寺わっしょいまつり	国泰寺のにぎわい創出と地域コミュニティの活性化のため、フリーマーケットを開催し、地域住民の交流が図られた。 (参加人数 500名)
	実施期間	令和〇〇年10月10日	
	使用許可番号	令和〇〇年10月11日 広島市指令中維第301号 令和〇〇年 10月 1日	
			音・振動・においの発生(有・無) 企業の営利活動(含む・含まない) 支障となるトラブルの発生(有・無)

※ 使用許可書の写しを添付してください。

本活動内容を広島市のホームページで紹介するなどの広報を希望します。

(設置状況や活用状況の写真等を提供願います)

(様式 1-3)

4 収支報告

番号 (1)
活動名称 トランクマーケット@国泰寺公園

収 支 決 算 書

(収 入) (単位：円)

項 目	予算額	決算額	差引額	備 考 (収入内訳)
寄附金	35,000	45,000	10,000	イベント主催者から
光熱水費立替収入	7,000	9,000	2,000	
雑収入	0	0	0	
計	42,000	54,000 ^①	12,000	

(支 出) (単位：円)

項 目	予算額	決算額	差引額	備 考 (支出内訳)
光熱水費	5,800	8,500	2,700	
雑費	0	0	0	
計	5,800	8,500 ^②	2,700	

収支差額(団体の活動費への繰出額)

収入①(54,000円) - 支出②(8,500円) = 繰出額 45,500円

本営利活動に係る収支決算について、上記のとおり報告します。

なお、繰出額については、

国泰寺一丁目町内会 の活動費に全額充当したことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 会長 国泰寺 太郎

※ 団体の代表者が自署してください。

※ 上記の内容のわかるもの(団体の会計報告など)の添付に代えることも可

(様式 1-3)

4 収支報告

番号 (2)
活動名称 国泰寺わっしょいまつり

収 支 決 算 書

(取 入) (単位:円)

項 目	予算額	決算額	差引額	備 考 (収入内訳)
寄附金	50,000	40,000	-10,000	出店者より@5000
光熱水費立替収入	5,000	4,000	-1,000	出店者より@500
雑収入	0	0	0	
計	55,000	44,000 ^①	-1,100	

(支 出) (単位:円)

項 目	予算額	決算額	差引額	備 考 (支出内訳)
光熱水費	6,500	5,800	-700	
雑費	0	0	0	
計	6,500	5,800 ^②	-700	

収支差額 (団体の活動費への繰出額)

収入① (44,000円) - 支出 (②) (5,800円) = 繰出額 38,200円

本営利活動に係る収支決算について、上記のとおり報告します。

なお、繰出額については、

国泰寺一丁目町内会 の活動費に全額充当したことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 会長 国泰寺 太郎

※ 団体の代表者が自署してください。

※ 上記の内容のわかるもの (団体の会計報告など) の添付に代えることも可

(参考様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒730-0001
広島市中区国泰寺町一丁目0-0
(団体名)
国泰寺町一丁目町内会
(代表者 [役職、氏名])
会長 国泰寺 太郎
(団体又は代表者の連絡先)
TEL 082-000-1111

公園使用許可申請に係る副申書の変更申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に当団体より申請し、副申書 (広島市指令〇〇第〇〇〇〇号) の交付を受けた以下の活動について、次の理由により一部変更したいので申請します。

記

名称	トランクマーケット@国泰寺公園
実施期間	令和〇〇年 8月10日 から 令和〇〇年 8月11日 まで

理由

台風の接近により、イベントの開催日を変更するため。

添付書類

- (1) 副申書 (原本)
- (2) 営利活動実施計画書 (変更後)
- (3) その他必要なもの (近隣説明計画書等)

(参考様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)

〒730-0001

広島市中区国泰寺町一丁目0-0

(団体名)

国泰寺町一丁目町内会

(代表者〔役職、氏名〕)

会長 国泰寺 太郎

(団体又は代表者の連絡先)

TEL 082-000-1111

公園使用許可申請に係る副申書の取下げ申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に当団体より申請し、副申書（広島市指令〇〇第〇〇〇〇号）の交付を受けた以下の活動について、次の理由により中止したいので申請します。

記

名称	トランクマーケット@国泰寺公園
実施期間	令和〇〇年 8月10日 から 令和〇〇年 8月11日 まで

理由

台風の接近により、イベントの開催は危険であるため。

添付書類

(1) 副申書（原本）

(参考様式)

営利イベントの実施状況

1 実施団体

団体名： 国泰寺町一丁目町内会

2 営利活動を実施した公園の名称、住所

名称： 国泰寺公園
住所： 中区国泰寺町一丁目7番街区

3 実施した営利活動

活動概要		活動の内容
名称	トランクマーケット@ 国泰寺公園	袋町公園で開催されているトランクマーケットを国泰寺公園で開催した。 有名店から個人店まで、幅広い出店により、多くの来訪者によりにぎわいを創出した。 アンティーク家具のブースや雑貨のブース、子供服や普段はお店でしか食べられない味を詰め込んだお弁当のブースなどが特に人気を集め、行列を作っていた。 想定を上回るお客さんが集まり、大盛況だった。 (参加人数 1,000名)
実施期間	令和〇〇年 8月10日 }	
	令和〇〇年 8月11日	
使用許可番号	広島市指令中維第289号 令和〇〇年 8月 1日	
参加費等	イベント参加費 5000円 光熱費 1000円 (1ブースにつき)	
	音・振動・においの発生(有・無) 企業の営利活動(含む・含まない) 支障となるトラブルの発生(有・無)	

4 実施状況

写真 1	写真 1
〇〇ブース	〇〇ブース
写真 1	写真 1
〇〇ブース	〇〇ブース
写真 1	写真 1
〇〇ブース	〇〇ブース

(様式2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒730-0001
広島市中区国泰寺町一丁目0-0
(団体名)
国泰寺町一丁目町内会
(代表者〔役職、氏名〕)
会長 国泰寺 太郎
(団体又は代表者の連絡先)
TEL 082-000-1111

公園施設設置許可申請に係る副申書作成依頼書

下記の公園において、公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業に基づく自動販売機を設置したいので、公園施設設置許可申請に係る副申書の作成をお願いします。

記

1 自動販売機を設置する公園の名称、住所

国泰寺公園（中区国泰寺町一丁目7番街区）

2 添付書類

(1) 自動販売機設置計画書（様式2-1）

(2) 団体の総会（役員会）の議決証明書
〔団体として自動販売機を設置し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当することがわかるもの。〕

(3) にぎわいづくり活動実施報告書（様式2-2）

(4) 自動販売機の設置に係る誓約書（様式2-3）

(5) 団体規約

(6) 構成団体名簿

※ 町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合

(様式2-1)

自動販売機設置計画書

1 自動販売機を設置する団体、公園等の名称、住所

設置団体：国泰寺町一丁目町内会 会長 国泰寺 太郎
公園名称：国泰寺公園
公園住所：中区国泰寺町一丁目7番街区

2 設置する自動販売機の概要

事業者名	●●株式会社 中国ベンディング営業部 営業部長 △△ △△
連絡先	082-000-0000
担当者職氏名	開発マネージャー □□ □□
緊急連絡先	080-0000-0000
設置期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年 3月31日
電源引き込み先	公園・集会所・その他（ ）
設置場所	<p>自動販売機から100mの範囲と、その範囲内の自動販売機も図示すること。</p>  <p style="text-align: right;">● 設置する自動販売機 ● 周辺の自動販売機</p>
活動により想定される問題点と対応策	
<p>・飲んだ後の空き缶等のごみが発生する。 ⇒自動販売機設置業者により空き缶・ペットボトルの回収箱を設置し、自動販売機へ補充する際に回収する。また、町内会のメンバーが交代で週に2回散らからないか見回りを行う。</p> <p>・自動販売機利用者が路上駐車する。 ⇒路上駐車禁止の看板を設置し、コインパーキングの利用を促す。</p> <p>・なぜ町内会が公園に自販機を設置できるのかと苦情が発生する。 ⇒制度の内容について説明するとともに、「この自販機の売り上げの一部は国泰寺町一丁目町内会の活動に生かされます」と表示する。</p>	

3 収支計画 (単位：円)

区分	項目	予算額	決算額	差引額	備考 (収支内訳)
収入	寄付金	120,000			
	収入計	①120,000			
支出	電気代	36,000			
	支出計	②36,000			

収支差額（町内会一般会計への繰出額）
収入①（120,000円）－ 支出②（36,000円）＝ 繰出額 84,000円

議 決 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の**国泰寺町一丁目町内会**●月定例総会において、地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化のため、**国泰寺町一丁目町内会**の活動として、**国泰寺公園**の敷地内に自動販売機を設置し、本活動により得られた収益（繰出し額）の全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用することについて、可決承認されました。

また、本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項について、総会で確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体の所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 0-0

団体名 国泰寺町一丁目町内会

代表者（役職、氏名） 会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」（国土交通省）を目的に設けられた都市公園（公共財産）であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、**特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許してきませんでした。**

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、自分たちの大切な拠点として公園清掃活動を定期的に行い、イベント等を一定以上開催することで地域の賑わいを創出する町内会等に対し、地域活動に係る財源確保を目的に、自動販売機を設置する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度では、原則、自動販売機の販売利益のうち、町内会等が得る全ての収益を、町内会等の活動費に充てることで対象とし、**町内会等に代わって自動販売機を設置・運営する特定の企業等（ベンダー）が、行う商行為を特別に認めています。**

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することとなっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、**公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方**となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討を行うようお願いいたします。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置さください。

(様式 2-2)

にぎわいづくり活動実施報告書

1 実施団体

団体名：国泰寺町一丁目町内会
 代表者：会長 国泰寺 太郎

2 実施した公園の名称、住所

名称：国泰寺公園
 住所：中区国泰寺町一丁目7番街区

3 実施したにぎわいづくり活動

イベント名	イベント概要		イベント内容
夏祭り	実施期間	令和〇〇年 8月10日 ） 令和〇〇年 8月10日	町内会の盆踊り大会を実施 公園内にステージを設置し、町内会 員以外の町内の方も参加可能な盆踊 大会を実施した。 付随して、民間事業者が出店した。 当日は、町内の多くの人々が参加し、 コミュニティの活性化が図られた。 (参加人数 500名)
	使用許可番号	広島市指令中維第289号 令和〇〇年 8月 1日	
秋祭り	実施期間	令和〇〇年10月10日 ） 令和〇〇年10月11日	国泰寺一丁目町内会を含む関係団 体で実行委員会を組織し、秋祭りを開 催した。 当日は、町内の多くの人々が参加し、 コミュニティの活性化が図られた。 (参加人数 200名)
	使用許可番号	広島市指令中維第301号 令和〇〇年 10月 1日	
	実施期間	令和 年 月 日 ） 令和 年 月 日	(参加人数 名)
	使用許可番号	広島市指令 第 号 令和 年 月 日	
	実施期間	令和 年 月 日 ） 令和 年 月 日	(参加人数 名)
	使用許可番号	広島市指令 第 号 令和 年 月 日	

※ 使用許可書の写しを添付してください。

(様式 2-3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長 様

自動販売機の設置に係る誓約書

別添の計画書のとおり、〇〇公園にて自動販売機の設置を行うに当たり、下記の事
 項を遵守することを誓約します。

記

- 当団体は、自動販売機の設置に当たり、次の事項を行います。
 - 設置に先立ち、同様の品を販売する周辺店舗等に事前に説明し、設置について了
解を得ます。
 - 発生したゴミの処分及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、公
園等の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。
 - 相談・苦情について確実に対応できる次の担当者を配置し、真摯に対応します。
担当者氏名 大手町 三郎 連絡先 090-0000-1111
 - 法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。
 - 設置許可期間中に、街区公園の指定管理者又は街区公園清掃等報奨金制度活用団
体でなくなることで、その他自動販売機の設置に係る要件を満たさなくなるときは、
すみやかに撤去し、原状復旧します。
 - 次年度の自動販売機の設置要件であるにぎわいイベントの実施実績が要件を満た
さないなどのため、次年度の許可を申請しないこととなった場合は、許可期間終了
までに、撤去し、原状復旧します。
 - 自動販売機の設置に起因する、事故や損害等の全ての責任を負います。
- 当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第6号に規定する暴
力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定
による公表が現に行われている者
 - 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の
確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。
 本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充
て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

(団体名)

国泰寺町一丁目町内会
 (代表者〔役職、氏名〕)
 会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

(様式 2-4)

自動販売機収支報告書

区分	項目	予算額	決算額	差引額	備考 (収支内訳)
収入	寄付金	120,000	130,000	10,000	
	収入計	120,000	130,000 ^①	10,000	
支出	電気代	36,000	36,000	0	
	支出計	36,000	36,000 ^②	0	

収支差額（町内会一般会計への繰出額）

収入①（ 130,000円）－ 支出②（ 36,000円）＝ 繰出額 94,000円

自動販売機に係る収支決算について、上記のとおり報告します。

なお、繰出額については、

国泰寺一丁目町内会 の活動費に全額充当したことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 会長 国泰寺 太郎

※ 団体の代表者が自署してください。

※ 上記の内容のわかるもの（団体の会計報告など）の添付に代えることも可

※ 自動販売機設置に伴い、毎年度収支報告が必要です。

本活動内容を広島市のホームページで紹介するなどの広報を希望します。

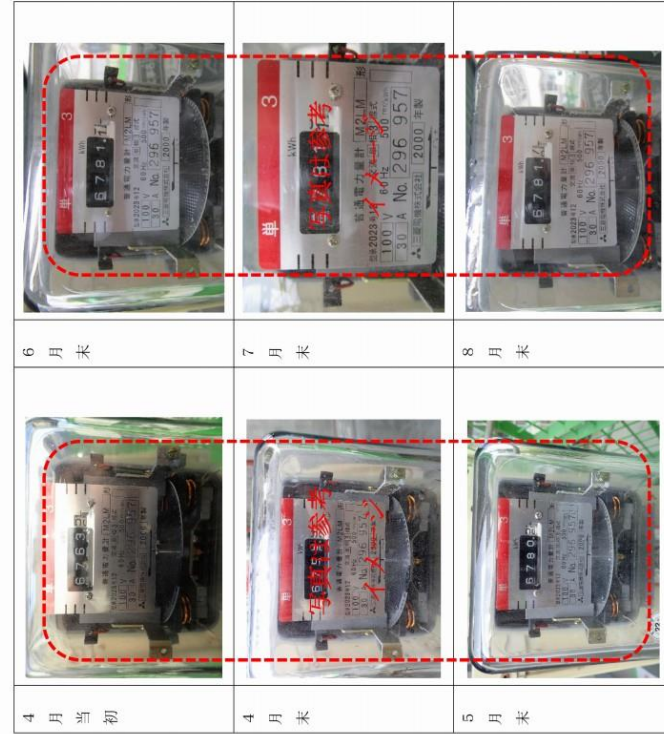
※ 設置状況や活用状況の写真等を提供願います

(様式 2-4)






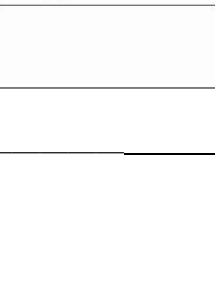
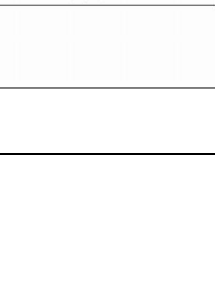
自動販売機 電気使用量 報告書

検針月	検針値	自動販売機の 電気使用量
4月当初	676.3	-
4月末	678.4	2.10
5月末	689.3	10.90
6月末	699.3	10.00
7月末	709.3	10.00
8月末	725.3	16.00
9月末	741.3	16.00
10月末	760.0	18.70
11月末	777.7	17.70
12月末	789.0	11.30
1月末	798.6	9.60
2月末	813.1	14.50
3月末	836.2	23.10
計		159.90

自動販売機用電気メーター写真



(様式 2-4)
自動販売機用電気メーター写真

3 月 末		
1 2 月 末		
9 月 末		
1 0 月 末		
1 1 月 末		

(様式 2-5)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒730-0001
広島市中区国泰寺町一丁目0-0
(団体名)
国泰寺町一丁目町内会
(代表者〔役職、氏名〕)
会長 国泰寺 太郎
(団体又は代表者の連絡先)
TEL 082-000-1111

公園施設設置許可申請に係る副申書作成依頼書（継続）

下記の公園において、公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業に基づく自動販売機の設置を継続したいので、公園施設設置許可申請に係る副申書の作成をお願いします。

記

- 1 自動販売機の設置を継続する公園の名称、住所

国泰寺公園（中区国泰寺町一丁目7番街区）

- 2 添付書類

(1) 自動販売機設置計画書（様式2-6）（**収支計画のみ**）

(2) 団体の総会（役員会）の議決証明書

〔団体として自動販売機を継続して設置し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当することがわかるもの。〕

(3) にぎわいづくり活動実施報告書（様式2-2）

(4) 自動販売機の設置に係る誓約書（様式2-7）

(5) 団体規約

(6) 構成団体名簿

※ ~~町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合~~

※二重取消し線部は、前回申請より変更が無いため未添付

(様式 2-6)

自動販売機収支計画書(令和〇〇年度)

区分	項目	予算額	決算額	差引額	備考 (収支内訳)
収入	寄付金	120,000			
	収入計	①120,000			
支出	電気代	36,000			
	支出計	②36,000			

収支差額(町内会一般会計への繰出額)

収入①(120,000円) - 支出②(36,000円) = 繰出額 84,000円

※ 上記の内容のわかるもの(団体の総会資料など)の添付に代えることも可

※ 自動販売機設置に伴い、毎年度収支報告が必要です。

議 決 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の国泰寺町一丁目町内会●月定例総会において、地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化のため、国泰寺町一丁目町内会の活動として、国泰寺公園の敷地内に継続して自動販売機を設置し、本活動により得られた収益(繰出し額)の全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用することについて、可決承認されました。

また、本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項について、総会で確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体の所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 0-0

団体名 国泰寺町一丁目町内会

代表者(役職、氏名) 会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項
(必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」(国土交通省)を目的に設けられた都市公園(公共財産)であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、特定の企業・個人が一時的にも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許可してきませんでした。

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、自分たちの大切な拠点として公園清掃活動を定期的に行い、イベント等を一定以上開催することで地域の賑わいを創出する町内会等に対し、地域活動に係る財源確保を目的に、自動販売機を設置する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度では、原則、自動販売機の販売利益のうち、町内会等が得る全ての収益を、町内会等の活動費に充てることで対象とし、町内会等に代わって自動販売機を設置・運営する特定の企業等(ベンダー)が、行う商行為を特別に認めています。

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することとなっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討を行うようお願いいたします。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置ください。

(様式 2-7)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長 様

自動販売機の設置に係る誓約書

別添の計画書のとおり、〇〇公園にて自動販売機の設置を継続するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 当団体は、自動販売機の設置継続に当たり、次の事項を行います。
 - (1) 発生したゴミの処分及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、公園等の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。
 - (2) 相談・苦情について確実に対応できる次の担当者を配置し、真摯に対応します。
担当者氏名 大手町 三郎 連絡先 090-0000-1111
 - (3) 法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。
 - (4) 設置許可期間中に、街区公園の指定管理者又は街区公園清掃等報奨金制度活用団体でなくなることで、その他自動販売機の設置に係る要件を満たさなくなるときは、すみやかに撤去し、原状復旧します。
 - (5) 次年度の自動販売機の設置要件であるにぎわいイベントの実施実績が要件を満たさないなどのため、次年度の許可を申請しないこととなった場合は、許可期間終了までに、撤去し、原状復旧します。
 - (6) 自動販売機の設置に起因する、事故や損害等の全ての責任を負います。
- 2 当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。
本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

(団体名)

国泰寺町一丁目町内会

(代表者〔役職、氏名〕)

会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

(参考様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒730-0001
広島市中区国泰寺町一丁目0-0
(団体名)
国泰寺町一丁目町内会
(代表者〔役職、氏名〕)
会長 国泰寺 太郎
(団体又は代表者の連絡先)
TEL 082-000-1111

公園施設設置許可申請に係る副申書の変更申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に当団体より申請し、副申書（広島市指令〇〇第〇〇〇〇号）の交付を受けた**国泰寺公園**における自動販売機の設置について、次の理由により一部変更したいので申請します。

記

理由

自動販売機設置業者を変更するため。

添付書類

(1) 自動販売機設置計画書（変更後）

(参考様式)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒730-0001
広島市中区国泰寺町一丁目0-0
(団体名)
国泰寺町一丁目町内会
(代表者〔役職、氏名〕)
会長 国泰寺 太郎
(団体又は代表者の連絡先)
TEL 082-000-1111

公園施設設置許可申請に係る副申書の取下げ申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に当団体より申請し、副申書（広島市指令〇〇第〇〇〇〇号）の交付を受けた**国泰寺公園**における自動販売機の設置について、次の理由により撤去したいので申請します。

記

理由

来年度より、これまで国泰寺公園で行っていたトランクマーケットやお祭り等のにぎわいづくりイベントを、より広い〇〇公園で行うこととなり、当団体では自動販売機設置の要件を満たさなくなるため。

(様式3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)
〒730-0001
広島市中区国泰寺町一丁目0-0

(団体名)
国泰寺町一丁目町内会

(代表者〔役職、氏名〕)
会長 国泰寺 太郎

(団体又は代表者の連絡先)
TEL 082-000-1111

公園改良の提案（自主事業）の申請に係る副申書作成依頼書

下記の公園において、公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業に基づく公園改良を提案したいので、指定管理者制度における事業計画書（自主事業）等の申請に係る副申書の作成をお願いします。

記

1 公園改良を提案する公園の名称、住所

国泰寺公園（中区国泰寺町一丁目7番街区）

2 添付書類

(1) 事業計画書一式（自主事業）

(2) にぎわいづくり活動実施報告書（様式3-1）

(3) 団体の総会（役員会）の議決証明書
〔団体として公園改良を提案し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当することがわかるもの。〕

(4) 公園改良の提案に係る誓約書（様式3-2）

(5) 団体規約

(6) 構成団体名簿

※ 町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合

(様式3-1)

にぎわいづくり活動実施報告書

1 実施団体

団体名：国泰寺町一丁目町内会
代表者：会長 国泰寺 太郎

2 実施した公園の名称、住所

名称：国泰寺公園
住所：中区国泰寺町一丁目7番街区

3 実施したにぎわいづくり活動

イベント名	イベント概要	イベント内容
夏祭り	実施期間 令和〇〇年 8月10日 ～ 令和〇〇年 8月10日	町内会の盆踊り大会を実施 公園内にステージを設置し、町内会員以外の町内の方も参加可能な盆踊り大会を実施した。 付随して、民間事業者が出店した。 当日は、町内の多くの人が参加し、コミュニティの活性化が図られた。 (参加人数 500名)
	使用許可番号 広島市指令中維第289号 令和〇〇年 8月 1日	
秋祭り	実施期間 令和〇〇年10月10日 ～ 令和〇〇年10月11日	国泰寺一丁目町内会を含む関係団体で実行委員会を組織し、秋祭りを開催した。 当日は、町内の多くの人が参加し、コミュニティの活性化が図られた。 (参加人数 200名)
	使用許可番号 広島市指令中維第301号 令和〇〇年 10月 1日	
	実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	(参加人数 名)
	使用許可番号 広島市指令 第 号 令和 年 月 日	
	実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	(参加人数 名)
	使用許可番号 広島市指令 第 号 令和 年 月 日	

※ 使用許可書の写しを添付してください。

(様式 3-2)

広島市長様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公園改良の提案に係る誓約書

別添の事業計画書（自主事業）のとおり、〇〇公園にて公園改良の提案を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 当団体は、公園改良の提案に当たり、次の事項を行います。
 - (1) 公園改良の提案に先立ち、近隣住民及び公園利用者に対して事前に説明し、改良内容について理解を得ます。
 - (2) 新たに発生する問題及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、公園等の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。
 - (3) 相談・苦情について確実に対応できる次の担当者を配置し、真摯に対応します。
 担当者氏名 大手町 三郎 連絡先 090-0000-1111
 - (4) 法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。
 - (5) 設置管理許可期間中に、街区公園の指定管理者でなくなること、その他公園改良の提案に係る要件を満たさなくなるときは、すみやかに撤去し、原状復旧します。
 - (6) 次年度の公園改良の継続要件であるにぎわいイベントの実績が要件を満たさないなどのため、次年度の許可を申請しないこととなった場合は、許可期間終了までに、撤去し、原状復旧します。
- 2 当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

→裏面へ続く（両面印刷）

(様式 3-2)

- 3 本活動は次のいずれの場合にも該当しません。
 - (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
 - ア 犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがある場合
 - イ 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認められる場合
 - ウ わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うおそれがある場合
 - エ 特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うおそれがある場合
 - オ イベントに参加する事業者が、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがある場合
 - (2) 施設又は設備をき損するおそれがある場合
 - ア 公園内の園路や植栽、遊具等の施設を傷つけるおそれがある場合
 - イ ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険なものの使用を伴う場合
ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 騒じょうを起こすおそれがある場合
音、におい、振動等により他の近隣の住民等に著しい苦痛をもたらすような場合
ただし、著しい苦痛とまではならない場合は、事前に近隣住民へ計画内容を説明し了解を得る又は計画内容の送付や回覧等で周知・意見の収集をはかるなどして、地域の同意を得ていると判断できる場合はこの限りではない。
 - (4) その他管理運営上支障がある場合
 - ア 公園の改修工事等の支障になると認められる場合
 - イ 公園管理者（維持管理課）において特に管理運営上支障があると認められる場合
- 4 本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。
本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

(団体名)

国泰寺町一丁目町内会

(代表者〔役職、氏名〕)

会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

議 決 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の**国泰寺町一丁目町内会**●**月定例総会**において、住民主体の
にぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの
活性化のため、**国泰寺町一丁目町内会**の活動として、別添の事業計画書（自主事業）のとお
り**国泰寺公園の改良提案**を行い、本活動により得られた収益（繰出し額）の全額を本団体の
活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用することについて、可決承認されま
した。

また、本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項について、総会で確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体の所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 0-0

団体名 国泰寺町一丁目町内会

代表者（役職、氏名） 会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」（国土交通省）を目的に設けられた都市公園（公共財産）であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許してきませんでした。

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、自分たちの大切な拠点として公園の管理・運営を行い、イベント等を一定以上開催することで地域の賑わいを創出する町内会等に対し、住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、新たな公園の改良（公園施設の設置管理等）を提案する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度は、原則、地域のにぎわいづくりに資すると判断でき、公園の一般利用に支障がないものであれば対象とし、町内会等が得る収益のすべてを町内会等の活動費に充てることを条件に、公園施設の設置・管理とこれらを活用して町内会等が収益を得ることを特別に認めています。

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することとなっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討してください。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置ください。

(参考様式)

公園改良実施状況報告書

1 実施団体

団体名：国泰寺町一丁目町内会
 代表者：会長 国泰寺 太郎

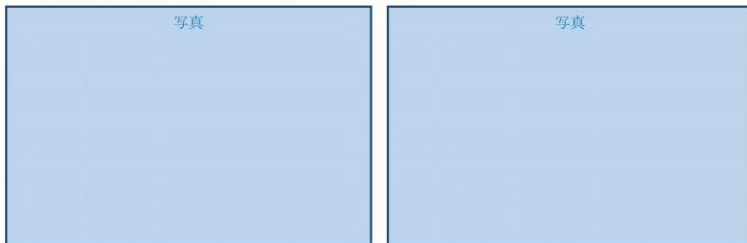
2 公園改良を実施した公園の名称、住所

名称：国泰寺公園
 住所：中区国泰寺町一丁目7番街区

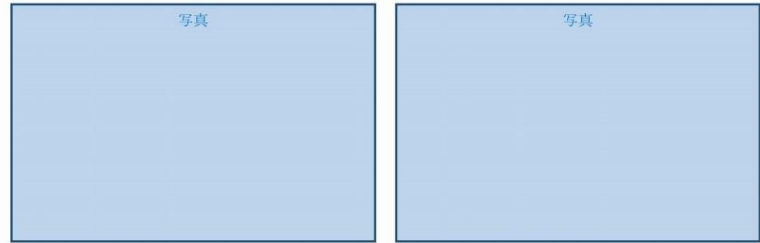
3 実施した改良内容

番号	改良の概要	事業の内容
改良の概要	概要	イベントで使用するテーブルやテント等を保管する倉庫の設置
	活用頻度	2回/月程度
	活用人数	700名程度 (1イベント50名程度の使用)
	許可番号	広島市指令中継第0011号 令和〇〇年 8月 1日
許可期間	令和〇〇年 8月10日から 令和〇〇年 3月31日まで	国泰寺公園で行うイベントを行う際に、参加者からテーブルやイス、テントなどの貸出しの有無についての問合せが多く、イベントの開催にあわせて主催者が設置する共用の休憩所などの資材が必要となったため、これら必要な資材を購入し、保管する倉庫を設置した。 また、定期的にイベントに参加する参加者の資材も一時に保管する。 資材の貸出しや一時的な保管に対して、参加者から寄付を受け、これら全てを町内会の活動費に充当し、新しい資材を充実させていく。 令和〇〇年度は、テーブルと小型倉庫を購入し設置した。 イベントごとに購入したテーブルを活用しており、倉庫に保管している。
今年度の実施内容	・長テーブル(W1800×D450×H700)を3卓購入した。 ・小型倉庫(W2200×I400×H2000)を購入し設置した。 (R00,00,00 建築確認申請、R00,00,00 確認済証受領、R00,00,00 検査済証受領) ・これまで住民で分担して保管していた町内会が所持するパイプ椅子や長机、テント等も倉庫に移動させ、保管した。 ・令和〇〇年8月末より活用を開始し、月二回程度イベントを行う際に資材を活用している。 ・バザーによく参加してくれる方2名のテントを一時保管している。	

4 実施状況写真（必要に応じて増やしてください）



(参考様式)



5 実施による効果と今後の課題

得られた効果	<ul style="list-style-type: none"> これまで置き場がなく、住民でそれぞれの家に保管していた資材を一か所に集めることができ、イベント時にいちいち運搬していた手間が無くなって使いやすくなった。また、住民の保管場所の負担もなくなり、よかったとの声をもらった。 イベント参加者からイベント資材の運搬が減り、参加しやすくなったとの声をもらった。 イベント参加者がテーブル等を運搬しなくてよくなった分、その他の資材を運搬できるようになって、内容の幅が増えたとの声をもらった。 公園でのイベントが増えてまちの賑わいが増えた。 イベントが増えて、町内の人の顔が見れてよかったとの声をもらった。 想定していたより貸し出しや一時保管の収益があった。 住民からの会費以外の自由な予算が生まれ、今後の町内会としてできることに漠然としているが可能性を感じる。
問題点と対応策	<ul style="list-style-type: none"> テントの貸出しの要望が多いので、追加購入を検討している。 資材の盗難の心配があるため、鍵の追加設置や防犯カメラの設置を検討している。 貸し出し件数が想定をより多く、資材の痛みが激しい。 イベントが開催しやすくなった分、様々なイベント開催の提案や要望を受けるが、企画・運営する人材と時間が不足しており、やりたくてもできない。 バザーイベントの定期的な開催を企画するにあたって、課税上の扱いが変わる可能性があるが、税に詳しい人がいないので税理士や税務署への相談が必要であるが、費用がかかる。

本活動内容を広島市のホームページで紹介するなどの広報を希望します。

※ 設置状況や活用状況の写真・開催案内等の資料を提供願います

(様式3-3)

自主事業の実施に伴う収支報告書

区分	項目	予算額	決算額	差引額	備考 (収支内)
収入	寄付金(会費)	150,000	150,000	0	
	寄付金(保管料)	5,000	3,500	-1500	
	寄付金(レンタル料)	5,000	2,000	-3,000	テーブル
収入計		160,000	155,500①	-4,500	
支出	倉庫設置費(一式)	119,780	119,780	0	
	テーブル購入費	14,080	14,080	0	
	火災保険等	4,500	4,500	0	
支出計		138,360	138,360②	0	

収支差額（町内会一般会計への繰出額）

収入①（155,500円）－ 支出②（138,360円）＝ 繰出額 17,140円

自主事業の実施に伴う収支決算について、上記のとおり報告します。

なお、繰出額については、

国泰寺一丁目町内会 の活動費に全額充当したことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 会長 国泰寺 太郎

※ 団体の代表者が自署してください。

※ 上記の内容のわかるもの（団体の会計報告など）の添付に代えることも可

※ 公園改良に伴い、毎年度収支報告が必要です。

本活動内容を広島市のホームページで紹介するなどの広報を希望します。

※ 設置状況や活用状況の写真等を提供願います

(様式3-4)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

(団体の事務所所在地又は代表者宅住所)

〒730-0001

広島市中区国泰寺町一丁目0-0

(団体名)

国泰寺町一丁目町内会

(代表者〔役職、氏名〕)

会長 国泰寺 太郎

(団体又は代表者の連絡先)

TEL 082-000-1111

公園施設設置許可申請等に係る副申書作成依頼書（継続）

下記の公園において、公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業に基づく自主事業を継続したいので、公園施設設置許可申請等に係る副申書の作成をお願いします。

記

1 自主事業を継続する公園の名称、住所

国泰寺公園（中区国泰寺町一丁目7番街区）

2 添付書類

(1) 事業計画書（自主事業）**（収支計画のみ）**

(2) にぎわいづくり活動実施報告書（様式3-1）

(3) 団体の総会（役員会）の議決証明書

〔団体として自主事業を継続し、かつ、その収益の全てを団体の活動費に充当すること
がわかるもの。〕

(4) 公園改良の提案に係る誓約書（様式3-5）

~~(5) 団体規約~~

~~(6) 構成団体名簿~~

※ ~~町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会以外の団体の場合~~

※二重取消し線部は、前回申請より変更が無いため未添付

(様式 3-5)

自主事業の実施に伴う収支計画書(令和〇〇年度)

区分	項目	予算額	決算額	差引額	備考 (収支内訳)
収入	寄付金(出店料)	60,000			@500、1000
	寄付金(保管料)	10,000			
	寄付金(レンタル料)	4,800			テーブル@2
	寄付金(レンタル料)	6,000			イス@50
	寄付金(レンタル料)	12,000			テント@100
収入計		①92,800			
支出	電気代	18,000			
	水道代	12,000			
	火災保険等	4,500			
	維持管理費	50,000			まき土搬入等
	備品購入費	3,000			アルコール除菌等
支出計		②87,500			

※ イス・テントは国泰寺町一丁目町内会が会員から寄付を受けたもの。

収支差額(町内会一般会計への繰出額)

収入①(92,800円) - 支出②(87,500円) = 繰出額 5,300円

※ 上記の内容のわかるもの(団体の総会資料など)の添付に代えることも可

※ 公園改良に伴い、収支が発生する場合は毎年度収支報告が必要です。

(様式 3-6)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

公園改良の提案に係る誓約書

別添の事業計画書(自主事業)のとおり、〇〇公園にて自主事業を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 当団体は、自主事業の実施に当たり、次の事項を行います。
 - 発生する問題及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、公園等の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。
 - 相談・苦情について確実に対応できる次の担当者を配置し、真摯に対応します。
担当者氏名 大手町 三郎 連絡先 090-0000-1111
 - 法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。
 - 公園施設等の設置管理許可期間中に、街区公園の指定管理者でなくなること、その他公園改良の提案に係る要件を満たさなくなるときは、すみやかにこれを撤去し、原状復旧します。
 - 次年度の公園改良の継続要件であるにぎわいイベントの実施実績が要件を満たさないなどのため、次年度の許可を申請しないこととなった場合は、許可期間終了までに、撤去し、原状復旧します。
- 当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同項第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

→裏面へ続く(両面印刷)

(様式 3-6)

- 3 本活動は次のいずれの場合にも該当しません。
- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
 - ア 犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがある場合
 - イ 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認められる場合
 - ウ わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うおそれがある場合
 - エ 特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うおそれがある場合
 - オ イベントに参加する事業者が、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがある場合
 - (2) 施設又は設備をき損するおそれがある場合
 - ア 公園内の園路や植栽、遊具等の施設を傷つけるおそれがある場合
 - イ ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険なものの使用を伴う場合
ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 騒じょうを起すおそれがある場合
音、におい、振動等により他の近隣の住民等に著しい苦痛をもたらすような場合
ただし、著しい苦痛とまではならない場合は、事前に近隣住民へ計画内容を説明し了解を得る又は計画内容の送付や回覧等で周知・意見の収集をはかるなどして、地域の同意を得ていると判断できる場合はこの限りではない。
 - (4) その他管理運営上支障がある場合
 - ア 公園の改修工事等の支障になると認められる場合
 - イ 公園管理者（維持管理課）において特に管理運営上支障があると認められる場合
- 4 本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。
本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

(団体名)

国泰寺町一丁目内会

(代表者〔役職、氏名〕)

会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

議 決 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の**国泰寺町一丁目内会●月定例総会**において、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化のため、**国泰寺町一丁目内会**の活動として、事業計画書のとおり**令和〇〇年度**より実施している**国泰寺公園での自主事業**を**令和〇〇年度も継続して**行い、本活動により得られた収益（繰出し額）の全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用することについて、可決承認されました。

また、本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項について、総会で確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体の所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 0-0

団体名 国泰寺町一丁目内会

代表者（役職、氏名） 会長 国泰寺 太郎

※ 氏名は団体の代表者が自署してください。

【申請団体の皆様へ】

本制度の趣旨と設立の経緯及び注意事項 (必ずお読みください)

近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、地域コミュニティの希薄化や街のにぎわいの低下が課題となっており、本市においても、持続可能な地域社会の実現には地域コミュニティの活性化が急務であると考えています。

本制度は、地域コミュニティ活性化のため、街区公園等の使用条件の緩和を行うものです。市内各地に偏在なく設置されてきた街区公園等は、地域コミュニティの身近な公共施設として、日々利用され、時には地域のお祭り等の催物を行う場所として活用されてきました。

街区公園等は「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間の確保」(国土交通省)を目的に設けられた都市公園(公共財産)であり、その活用は公共性・公益性を持ったものである必要があります。そのため、特定の企業・個人が一時的にでも占有したり、営利活動を行って利益を得ることは、原則許可してきませんでした。

しかしながら、この度、地域住民の財産であり地域コミュニティの最も身近な拠点である街区公園等において、自分たちの大切な拠点として公園の管理・運営を行い、イベント等を一定以上開催することで地域の賑わいを創出する町内会等に対し、住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動に係る財源確保を目的に、新たな公園の改良(公園施設の設置管理等)を提案する場合、これに係る規制を緩和することとしました。

本制度は、原則、**地域のにぎわいづくりに資すると判断でき、公園の一般利用に支障がないものであれば対象とし、町内会等が得る収益のすべてを町内会等の活動費に充てることを条件に、公園施設の設置・管理とこれらを活用して町内会等が収益を得ることを特別に認めています。**

これは、これまでの公園活用の考え方を抜本的に変更し、**企業や個人などが商行為により利益を得ることによる公共性・公益性の低減よりも、その利益の一部を町内会等に還元し、町内会等がそれを原資として地域コミュニティの活性化を図ることにより得られる公共性・公益性を優先したためです。**

しかし、特定の企業や個人の利益のために町内会等が不正に利用されてはいけません。不審な企業の商売に加担することとなっていないか、収益のスキームは妥当なものとなっているか、特定の者が不正に利益を独占していないかなど、**公平な収益獲得や獲得方法の公共性・公益性の確保等について、皆さんが納得できるような公共財産の使い方となるよう、町内会等の総会や役員会でしっかりと計画を話し合い、地域の総意として議決を行ってください。**この過程が地域コミュニティの活性化へも繋がりますので十分検討してください。

また、公共財産を使用して、特定の企業や個人が利益を得ることによる、様々なトラブルが想定されます。地域コミュニティ活性化のため、本制度の趣旨や本質を十分に理解した上で活用し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティ活動財源の確保を進めていただけるようお願いいたします。

なお、本制度を活用した活動について近隣住民等から疑義が生じた場合は、主催者である町内会等が、活動計画の公共性・公益性を丁寧に説明し、理解を得てください。

最後に、計画と異なる活動を行ったり、公共性・公益性を失った活動を行うなど、公園を公共財産として適切に使用していないことが判明した場合は、ただちに許可を取り消し、悪質な場合は今後一切許可しませんのでご承知置きください。

(様式 4-1)

広島市指令〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長
(中区(農林)建設部維持管理課)

広島市長 松井一實
(中区市民部地域起こし推進課)

国泰寺町一丁目町内会の国泰寺公園における活動について (副申)

このことについて、**国泰寺町一丁目町内会 会長 国泰寺 太郎**から、**国泰寺公園**における物品販売等を主とする営利活動を希望するとして、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づく副申書作成依頼書が提出された。

中区地域起こし推進課において、提出資料の内容について確認したところ、同団体が「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」の実施要件を満たしており、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティ活性化を目的とした活動であることを確認した。

また、当団体からは、実施に当たっての遵守事項について、別添のとおり誓約書が提出された。

これらのことから、**国泰寺町一丁目町内会**が、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、次の活動を実施することについて適当と認められる。

名称	トランクマーケット@国泰寺公園
実施期間	令和〇〇年 8 月 10 日 から 令和〇〇年 8 月 11 日 まで
担当者	戸蘭玖 麻毛糸 (電話 090-0000-0000)
備考	音・振動・においの発生 (有) 無
	企業の営利活動 (含む・含まない)
	近隣説明予定 (有・無)

ついで、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、公園使用許可及び使用料の減免についてご配慮願いたい。

なお、当団体が誓約書を遵守しない、計画と異なる活動を行うなどの事態が生じた場合には、当課において指導を行い、それでも従わない場合は、貴課と連携して対処することを申し添える。

<添付資料>
誓約書の写し

(問い合わせ先)
中区地域起こし推進課
担当：中区 (内線〇〇〇〇)

(様式 4-2)

広島市指令〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長
(中区(農林)建設部維持管理課)

広島市長 松井一實
(中区市民部地域起こし推進課)

国泰寺町一丁目町内会の国泰寺公園における活動について (副申)

このことについて、**国泰寺町一丁目町内会 会長 国泰寺 太郎**から、**国泰寺公園**における自動販売機の設置を希望するとして、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づく副申書作成依頼書が提出された。

中区地域起こし推進課において、提出資料の内容について確認したところ、同団体が「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」の実施要件を満たしており、地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティ活性化を目的とした活動であることを確認した。

また、当団体からは、実施に当たっての遵守事項について、別添のとおり誓約書が提出された。

これらのことから、**国泰寺町一丁目町内会**が、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、上記活動を実施することについて適当と認められる。

ついで、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、公園施設設置許可及び占用料の減免についてご配慮願いたい。

なお、当団体が誓約書を遵守しない、計画と異なる活動を行うなどの事態が生じた場合には、当課において指導を行い、それでも従わない場合は、貴課と連携して対処することを申し添える。

<添付資料>
誓約書の写し

(問い合わせ先)
中区地域起こし推進課
担当：中区 (内線〇〇〇〇)

(様式 4-2)

広島市指令〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長
(中区(農林)建設部維持管理課)

広島市長 松井一實
(中区市民部地域起こし推進課)

国泰寺町一丁目町内会の国泰寺公園における活動について（副申）（継続）

このことについて、**国泰寺町一丁目町内会 会長 国泰寺 太郎**から、**国泰寺公園**における自動販売機の設置の継続を希望するとして、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づく副申書作成依頼書（継続）が提出された。

中区地域起こし推進課において、提出資料の内容について確認したところ、同団体が「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」の実施要件を満たしており、地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティ活性化を目的とした活動であることを確認した。
また、当団体からは、実施に当たっての遵守事項について、別添のとおり誓約書が提出された。

これらのことから、**国泰寺町一丁目町内会**が、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、上記活動を継続することについて適当と認められる。

ついては、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、公園施設設置許可及び占用料の減免についてご配慮願いたい。

なお、当団体が誓約書を遵守しない、計画と異なる活動を行うなどの事態が生じた場合には、当課において指導を行い、それでも従わない場合は、貴課と連携して対処することを申し添える。

<添付資料>
誓約書の写し

(問い合わせ先)
中区地域起こし推進課
担当：中区（内線〇〇〇〇）

(様式 4-3)

広島市指令〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長
(中区(農林)建設部維持管理課)

広島市長 松井一實
(中区市民部地域起こし推進課)

国泰寺町一丁目町内会の国泰寺公園における活動について（副申）

このことについて、**国泰寺町一丁目町内会 会長 国泰寺 太郎**から、**国泰寺公園**における公園改良を希望するとして、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づく副申書作成依頼書が提出された。

中区地域起こし推進課において、提出資料の内容について確認したところ、同団体が「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」の実施要件を満たしており、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティ活性化を目的とした活動であることを確認した。
また、当団体からは、実施に当たっての遵守事項について、別添のとおり誓約書が提出された。

これらのことから、**国泰寺町一丁目町内会**が、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、上記活動を実施することについて適当と認められる。

ついては、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、事業計画書（自主事業）の変更、公園施設設置管理許可の決定及び占用料の減免についてご配慮願いたい。

なお、当団体が誓約書を遵守しない、計画と異なる活動を行うなどの事態が生じた場合には、当課において指導を行い、それでも従わない場合は、貴課と連携して対処することを申し添える。

<添付資料>
誓約書の写し

(問い合わせ先)
中区地域起こし推進課
担当：中区（内線〇〇〇〇）

(様式 4-3)

広島市指令〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長
(中区(農林)建設部維持管理課)

広島市長 松井一實
(中区市民部地域起こし推進課)

国泰寺町一丁目町内会の国泰寺公園における活動について(副申)(継続)

このことについて、**国泰寺町一丁目町内会 会長 国泰寺 太郎**から、**国泰寺公園**における自主事業の継続を希望するとして、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づく副申書作成依頼書(継続)が提出された。

中区地域起こし推進課において、提出資料の内容について確認したところ、同団体が「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」の実施要件を満たしており、地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティ活性化を目的とした活動であることを確認した。
また、当団体からは、実施に当たっての遵守事項について、別添のとおり誓約書が提出された。

これらのことから、**国泰寺町一丁目町内会**が、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、上記活動を継続することについて適当と認められる。

ついては、「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」に基づき、公園施設設置管理許可及び占用料の減免についてご配慮願いたい。

なお、当団体が誓約書を遵守しない、計画と異なる活動を行うなどの事態が生じた場合には、当課において指導を行い、それでも従わない場合は、貴課と連携して対処することを申し添える。

<添付資料>
誓約書の写し

(問い合わせ先)
中区地域起こし推進課
担当：**中区**(内線〇〇〇〇)

